

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令等に関する意見募集の結果について

令和 5 年 6 月 3 0 日
国 土 交 通 省 海 事 局

国土交通省では、令和 5 年 5 月 22 日から令和 5 年 6 月 21 日までの期間において、「海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令等」に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、1 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

この度の意見募集にあたり、皆様の御協力に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- (1) 意見募集期間：令和 5 年 5 月 22 日（月）から令和 5 年 6 月 21 日（水）
- (2) 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- (3) 意見提出方法：電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数 1 件

3. お問合せ先

国土交通省海事局外航課

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	考え方
改正事項（１）の①について、手続き、認定基準等の内容が明らかにされておらず、具体的かつ明確な内容なものとは言えないのではないか。	意見公募手続制度は、国の行政機関が命令等（政令、省令など）を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的としており、今般の改正における具体的内容を可能な限り明確にお示しすべく、改正概要にて意見公募手続を行っているところです。

（注）御意見については、同様の意見を集約するとともに、一部要約して記載することがあります。